

## ◆スポーツ参加奨励助成事業（遠征費助成）取り扱い内規

### ■スポーツ参加奨励助成金（遠征費助成）とは

根室管内以外で開催される大会のうち、下記条件を満たしているスポーツ競技会において、その参加（遠征）に係る交通費の助成。

#### 1. 対象範囲

一般財団法人中標津町文化スポーツ振興財団に加盟しているスポーツ団体及び個人。

#### 2. 対象となる競技会

次の団体等が主催する競技会（全道・全国大会・北海道予選会等）で、根室管内で開催される競技会を除き、根室管内、地域等の予選を経るか、予選がない場合は北海道スポーツ協会加盟競技団体の推薦書がある競技会とする。

- (1) 国及び道が主催する競技会
- (2) 日本スポーツ協会及び北海道スポーツ協会が主催する競技会
- (3) 日本スポーツ協会及び北海道スポーツ協会に加盟する競技団体が主催する競技会
- (4) その他、特に理事長が認めた競技会

#### 3. 対象人数

競技会に登録できる必要最少人数。

#### 4. 助成基準額

交通費を助成対象とし、その他の経費については助成対象外とする。目的地までの直線距離を別紙図面により 100 km 単位で 401 km 以上を上限として算出し、一人につき 1 kmあたり 15 円を乗じた額の 3 分の 1 を基準とする。ただし、1 回につき 50,000 円を限度額とし、申請は 1 団体につき 2 大会までとする。

#### 5. 査定算出基準

- (1) 主催団体又は協賛団体等から経費の負担、助成等を受けた場合は、算出基準額からその額を減ずる。
- (2) 助成後、参加人員等に変更又は中止等があった場合は助成金の一部又は全額を返還する。
- (3) 国民体育大会、全日本選手権大会、オリンピック大会、世界選手権大会、アジア大会、ユニバーシアード大会等に遠征する場合は別に算出する。

